

## 少量危険物の貯蔵及び取扱いの運用基準

令和2年8月7日

### 第1 趣旨

この基準は、各種危険物の指定数量に満たない少量危険物の貯蔵及び取扱うタンク（地下に埋設するタンク、車両に固定されたタンクを除く。）の位置、構造及び設備等の運用について定めたものである。

### 第2 用語の意義

この基準における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 少量危険物 個人住宅の場合、貯蔵・取扱量が指定数量の2分の1以上指定数量未満（例 灯油・軽油500リットル以上1,000リットル未満）をいう。  
法人・会社の場合、貯蔵・取扱量が指定数量の5分の1以上指定数量未満（例 灯油・軽油200リットル以上1,000リットル未満）をいう。
- 2 指定数量 危険物の規制に関する政令別表第3の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量欄に定める数量をいう。
- 3 容 量 一のタンク内容積の90パーセントの量をいう。
- 4 J I S 産業標準化法第20条第1項の日本産業規格をいう。
- 5 屋 外 空地や建築物としての床面積に算入されなく、かつ、その周囲の相当部分が壁のような風雨を防ぎ得る構造を欠いている場所（屋上を除く。）をいう。
- 6 屋 上 建築物の屋根の上で、その周囲の相当部分が壁のような風雨を防ぎ得る構造を欠いている場所をいう。
- 7 屋 内 前記5、6以外の場所をいう。

### 第3 ホームタンクの設置基準

#### 1 タンクの基準

##### (1) 材 料

タンク本体に使用する材料は、一般構造用圧延鋼材（JIS G 3101 SS400以下「圧延鋼材」という。）又はこれと同等以上の機械的性質を有する金属板とすること。

なお、使用する材料の融点については、摂氏1,000度以上を有するものとすること。

(2) 板 厚

ア 圧延鋼材の場合

次の表のとおり、容量に応じた板厚を有すること。

タンクの容量	板厚
200リットル以上250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超え500リットル以下	2.0ミリメートル以上
500リットルを超え1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超え2,000リットル未満	2.6ミリメートル以上

イ 圧延鋼材以外の金属板の場合

圧延鋼材以外の金属で造る場合は、次の式により得られた数値以上の厚さとすること。

$$t = \sqrt{\frac{400}{\delta}} \times t_0$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

δ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)

t<sub>0</sub> : 圧延鋼材を使用する場合の板厚 (mm)

(3) 防錆処理

タンクの外面には、防錆処理又は防錆塗装を施すこと。ただし、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られたタンクにあつては、この限りでない。

(4) 構 造

タンク及び附属設備の構造は、次によること。

ア タンクの底部には、内容積の20パーセントの範囲内で水のたまり部分を設けること。

イ 底部にたまった、油及び水を排出できるものであること。

ウ 通気管は、内径20ミリメートル以上、危険物が滞油する屈曲がなく、先端は、水平より下に45度以上曲げ、雨水の浸入しないものであること。

エ 注入口の弁又はふたは、金属又は同等以上の強度を有する材質のものを使用すること。

オ 液面計は、次によること。

(ア) フロート式液面計、圧力作動式液面計、電気式液面計等とすること。

(イ) タンクの容量をもって、満量を指示するものであること。

(ウ) 水のたまり部分に油面が達したとき、空量を指示するものであること。

## 2 設置基準

### (1) 設置位置

ア 屋内又は屋外の防火上安全な場所に設置すること。

ただし、タンクの設置場所がない場合に限り、耐火構造又は準耐火構造の建築物の屋上に設置することができる。この場合は、タンクを屋上面に固定し、地震等により屋上から落下しない場所に設置すること。

イ 落雪の恐れや軒からの雨だれのない場所に設置すること。

ウ 冬期間においても、点検が可能な位置に設置すること。

エ 通気管の先端は、タンクの高さ以上とし、建築物の窓、出入口等の開口部又は火を使用する設備の給排気口から1メートル以上離れた場所に設置すること。

ただし、建築物の窓、出入口等の開口部において、通気管に引火を防止するため40メッシュよりも細かい目の銅又はステンレスなどの網を設けるか、又は開口部に防火設備を設けた場合は、この限りでない。

オ 注入口の設置位置は、次によること。

(ア) 火気使用場所から十分な距離を有する場所とすること。

(イ) 火気使用場所と防火上有効に遮へいされた場所とすること。

(ウ) 可燃性蒸気の滞留するおそれのある階段、ドライエリアなど以外の場所であること。

### (2) 設置方法

ア 地中、コンクリートの地盤面などに埋設された束石又は建築物の基礎と一体の鉄筋コンクリート造の突き出し上にアンカーボルト止めにより強固に固定すること。

イ 束石を地中に埋設する場合は、60センチメートル以上の束石により、凍結深度(60センチメートル)の2/3以上(40センチメートル)を埋設すること。

ウ 長尺脚タイプの場合は、必要に応じて、建築物等の壁体に補助的な支持を設置するなどして、転倒防止措置を講じること。

エ 壁体に支持架台を固定してタンクを設置する場合は、脚部があるものと同等以上の安全性を確保し、設置すること。

なお、タンクと壁体との間には、点検に必要な空間を設けること。

オ 容易に点検や注油が行えるよう、必要に応じて足場などを設けること。

カ 2以上のタンクを配管で接続する場合は、接続する全てのタンク頂部の高さを同一にすること。

キ タンクと燃焼機器を直接接続する場合は、タンクの頂部から燃焼機器の油量調整器の基準面までの高さは、2.5メートル以下とすること。

### 3 配管の基準

#### (1) 材 質

炭素鋼鋼管、合金鋼鋼管、ステンレス鋼管、銅及び銅合金管、アルミニウム及びアルミニウム合金管、チタン管、強化プラスチック製配管又はこれと同等以上の強度を有する材質の配管とする。

なお、火災等の熱により容易に変形するおそれのある材質の配管を使用する場合は、地下その他の火災等による熱の影響を受けるおそれのない場所に限り設置することができる。

#### (2) 腐食対策

ア 露出配管には、外面の腐食を防止するための措置を講じること。ただし、銅管、ステンレス鋼管及び亜鉛メッキ鋼管等の腐食しにくい材質で造られたものについては、この限りでない。

イ 埋設配管には、ポリエチレン被覆、防食塗装又は防食テープ等による防食措置を施すこと。

なお、配管を埋め戻す際は、砂などを使用して配管や防食措置に損傷を与えないようにすること。

ウ 露出配管は、地面に接しないよう設置すること。

なお、前記（イ）の防食措置を施した場合は、この限りでない。

#### (3) 安全対策

ア 配管を車輛等の荷重がかかるおそれのある場所に埋設するものは、コンクリート造のU字溝等により保護すること。

イ 屋外に設置されたタンク下部に被覆銅管など容易に折損するおそれのある配管を使用する場合は、保護カバーや脚部に囲いを設けるなどの措置を講ずるか、若しくは配管からの漏えいを検知できる設備を設けること。

ウ タンクの直近の配管には、地震等により配管に損傷を与えないよう可撓管継手を設置すること。

おな、配管が細く適合する可撓管継手（フレキシブル鋼管）がない場合は、タンク直近の配管を直径20センチメートル以上で4巻以上のループ状とすること。

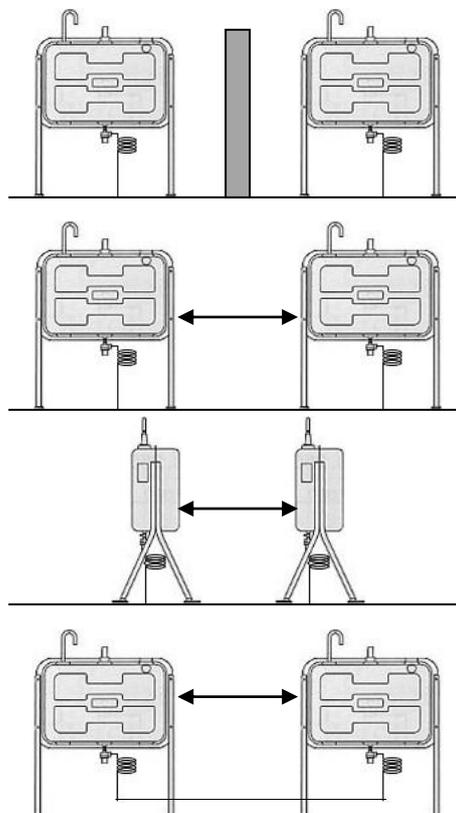
エ 燃焼機器等の直近の金属配管部分に開閉弁を設けること。

オ 配管の圧力試験は、前記 エ の開閉弁も含めて実施すること。

※少量危険物貯蔵所設置基準 資料1 参照

#### 4 危険物数量の算定基準

- (1) タンク間に耐火構造の塀で防火上有効に隔て個別配管されている場合、それぞれのタンクの危険物数量とすること。
- (2) タンク相互の距離が1メートル以上で、個別配管されている場合、それぞれのタンクの危険物数量とすること。
- (3) タンク相互の距離が1メートル未満で、個別配管されている場合、それぞれのタンクの危険物数量を合算すること。
- (4) タンク配管が連結されている場合、タンク相互の距離に関係なく、それぞれのタンクの危険物数量を合算すること。



#### 5 防油堤の基準

##### (1) 設置対象

ア タンクを屋内及び屋上に設置する場合は、全てのタンクに設置すること。

イ タンクを屋外に設置する場合は、容量（2以上のタンク相互間の距離が1メートル未満である場合は、これらのタンク容量の合計）が指定数量の2分の1以上のタンクに設置すること。

ウ 2以上のタンクを配管で接続する場合は、タンク容量の合計が指定数量の2分の1以上になる場合に設置すること。

##### (2) 防油堤の構造等

ア 防油堤の容量は、次によること。

(ア) 防油堤の容量は、タンクの容量以上とすること。

(イ) 1の防油堤の中に2基以上のタンクが設けられている場合には、その中で最大のタンク容量以上とすること。

(ウ) 2以上のタンクを配管で接続する場合は、1の防油堤の容量はタンク容量の

合計量以上とすること。

イ 防油堤の大きさは、当該タンクの水平投影以上とすること。

ウ 防油堤は鉄筋コンクリート造、ブロック造、金属板等の不燃材料及びこれらと同等以上の強度を有する材料で造ること。

なお、不燃材料で造られた建築物の基礎、壁又は塀等であって、危険物の流出を有効に防止できると認められる場合には、接続部を防油堤の一部とすることができる。

エ 金属板を使用するものにあつては、接続部を溶接又はボルト締めとし、変形又は移動しないような措置を講ずること。

なお、ボルト締めを行う場合は、継ぎ目に耐油性を有するパッキン等を使用すること。

オ 防油堤に排水のための水抜口を設ける場合は、適当な位置に常時閉鎖の水抜きバルブ又は共栓を設けること。

※ 防油堤設置基準 資料2参照

#### 第4 屋内貯蔵の基準

##### 1 室の構造

(1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。

(2) 構造規制を受ける範囲は、室全体とする。したがって、天井のない室にあつては屋根も含むこと。

(3) 室の内部に間仕切り壁を設け、当該壁に開口部を設ける場合には、防火設備としないことができる。

(4) 架台を設ける場合は、不燃材料で堅固に造ること。

##### 2 開口部等

窓等の開口部にガラスを用いる場合は、「網入りガラス」とし、出入口は防火戸を設けること。

##### 3 床の構造

(1) 床はコンクリート、金属板等で造られた、「危険物が浸透しない構造」であること。

(2) 適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。

※壁、せき、排水溝等と組み合わせて、漏れた危険物を容易に回収できるものであること。

#### 4 採光、照明について

- (1) 危険物の取り扱いが、出入口又は窓等により十分採光が取れ、昼間のみに行われる場合は、照明装置を設けないことができる。
- (2) 照明装置が設置され、十分な照度を確保していれば、採光を設けないことができる。なお、照明を設置する場合は防爆型とすること。

#### 5 換気設備について

- (1) 換気設備には、給気口と排気口により構成された自然排気設備と給気口と回転式又は固定式ベンチレーターにより構成された強制式換気設備がある。
- (2) 次項6(2)の排出設備を設けることによって、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合は、換気設備を併設する必要はない。
- (3) 耐火構造等の壁にある換気口には温度ヒューズ付の防火ダンパーを設けること。

#### 6 可燃性蒸気排出設備について

- (1) 可燃性蒸気が著しく大量に発生するおそれのある場合には、次の場合がある。
  - ア 引火点が40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合。
  - イ 引火点が40℃以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合。
- (2) 可燃性蒸気排出設備には、強制排出設備及び自動強制排出設備があり、次による。
  - ア 火災予防上安全な場所とは、地上2メートル以上の高さで、かつ、建築物の窓等の開口部及び火を使用する設備の給排気口から1メートル以上離れている場所をいう。
  - イ 排出設備は、別紙資料3のa及びbの例により設ける。

この場合、耐火構造としなければならない壁及び危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と他の部分を区画する不燃材料で作った壁を排出ダクトが貫通している場合には、当該貫通部分に温度ヒューズ付の防火ダンパーを設ける。ただし、当該ダクトが1.5ミリメートル以上の厚さの鋼板で作られ、かつ、防火上支障がない場合には、防火ダンパーを設けない事ができる。

※ 屋内貯蔵所設置基準 資料3参照

#### 第5 給油所の基準

給油所とは、自動車等の燃料タンクに直接給油する取扱所をいい、次によるものであること。ただし、農家で使用する農耕機等又は、倉庫等で使用するリフト機

械用に給油する場合は、この限りではない。

(1) 給油空地

ア 周囲地盤面より高くするとともにコンクリートその他危険物が浸透しない構造とすること。

イ 給油車両がはみ出さない広さとし、小排水溝又は不燃材料の塀で囲むこと。

ウ 地盤面は、適当な傾斜をつけ油分離装置を設けること。ただし、排水を下水等に流さない場合は、ためますとすることができる。

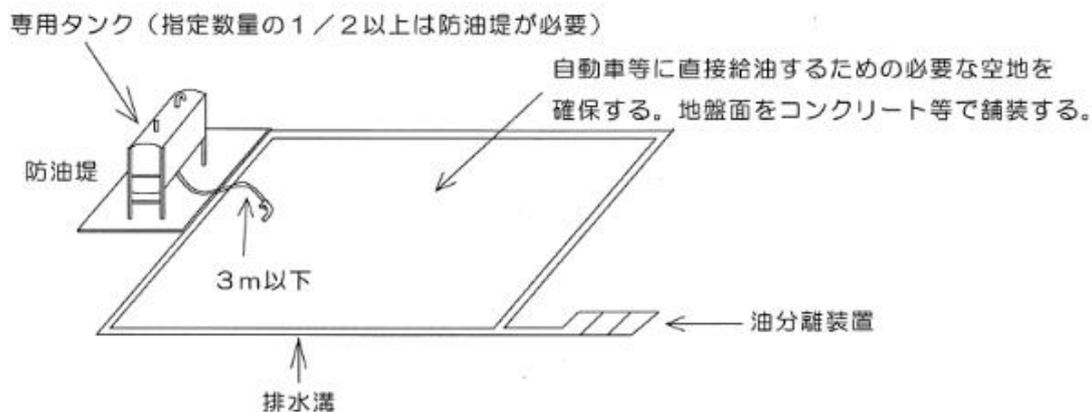
(2) 貯蔵タンク

ア 給油所専用（以下「専用タンク」という。）とし、当該タンクの貯蔵量を持って取扱最大数量とする。

イ 専用タンクは、原則として給油空地の外側直近に設けるものとし、空地内に設けるもの（地下タンクは除く。）は、車両の衝突による損傷を防止する措置を講ずること。

(3) 給油は、手動開閉装置を備えた給油ノズル（解放状態で固定できる装置を備えたものを除く。）によって行うこと。

(4) 給油ホースの長さは、ノズル先端まで3メートル以下とすること。



給油所の位置、構造及び設備の基準

第6 運用期日

この基準は、令和 2年 9月 1日から運用する。

ただし、この基準の運用の際、現に存するホームタンクのうちこの基準に適合しないものについては、従前の例による。